

# 市立四日市病院喫茶店運営事業者募集要項

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名称

市立四日市病院喫茶店運営事業

### (2) 事業目的

市立四日市病院において、喫茶・食事を提供することにより、病院利用者等のサービス向上、職員の福利厚生を図る。

### (3) 事業概要

当院が指定する病院内の一部について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可を受けて使用し、喫茶店の運営事業を行う。

### (4) 事業実施場所

四日市市芝田二丁目2番37号 市立四日市病院内

### (5) 予定事業期間

平成24年8月1日から平成27年7月31日まで3年間。(期間満了時に改めて使用許可を更新し、最長、平成33年7月31日までの9年間とする。)

店舗の設置、撤去等に要する期間についても、使用許可期間に含むこととする。

工事の進捗により予定事業期間の開始日が変更になる場合があります。その場合は、予定事業期間の開始日から3年間とし、期間満了時に改めて使用許可を更新。最長、事業期間の開始日から9年間とします。

## 2. 運営事業者の決定方法

公募型プロポーザル方式により選考を行います。提出書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、評価基準に基づいて審査を行い、運営事業者となる候補者を決定します。

## 3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とします。

- (1) 飲食店営業について、参加資格確認申請書の提出時点で継続して3年以上の運営(経営)経験を有すること。
- (2) 四日市市内における営業実績を有する者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (6) 過去1年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (7) 業務にあたり、食品衛生法等の関係法令に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点でそれらを有するものであること。又は、営業開始までに確実に取得する見込があること。
- (8) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者。

4. 運営に関する仕様

別紙「仕様書」のとおり

5. 選考スケジュール

平成24年 1月23日(月)	募集要項の公表(病院ホームページ)
平成24年 1月23日(月) ~ 平成24年 1月31日(火)	参加資格要件についての質問受付期間
平成24年 1月23日(月) ~ 平成24年 2月 3日(金)	企画提案書についての質問受付期間
平成24年 1月30日(月)	募集要項等に関する説明会
平成24年 1月31日(火) ~ 平成24年 2月 7日(火)	参加申請書受付
平成24年 2月 3日(金)	参加資格要件についての質問への回答
平成24年 2月 8日(水)	企画提案書についての質問への回答
平成24年 2月 9日(木)	参加資格結果通知
平成24年 2月13日(月)	参加資格不合格者説明要求期限
平成24年 2月13日(月) ~ 平成24年 2月17日(金)	企画提案書受付
平成24年 3月11日(日)	プレゼンテーション・ヒアリング
平成24年 3月19日(月)	最終選考結果通知

6. 募集要項等の公表・提供

期間・方法

平成24年1月23日(月)から市立四日市病院ホームページによる

内容

- ・ 市立四日市病院喫茶店運営事業者募集要項
- ・ 市立四日市病院喫茶店運営事業者募集仕様書
- ・ 市立四日市病院2階平面図等
- ・ 市立四日市病院喫茶店運営事業企画提案項目

## 7. 募集要項等に関する説明会

日 時 平成24年1月30日(月) 午後1時30分から

場 所 市立四日市病院 研修センター4階 多目的ホール

## 8. 質問の受付および回答

### 参加資格要件について

平成24年1月23日(月)から平成24年1月31日(火)午後5時までに質問内容を簡潔にまとめて、電子メールにて市立四日市病院総務課(byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp)まで送信してください。(口頭での質問には応じません。)

回答は、平成24年2月3日(金)に市立四日市病院ホームページで公開するとともに市立四日市病院総務課にて供覧します。

### 企画提案書について

平成24年1月23日(月)から平成24年2月3日(金)午後5時までに、所定の質問書(様式2)に質問内容を簡潔にまとめて、電子メールにて市立四日市病院総務課(byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp)まで送信してください。(口頭での質問には応じません。)

回答は、平成24年2月8日(水)に市立四日市病院ホームページで公開するとともに市立四日市病院総務課にて供覧します。

## 9. 参加申込

提出期間 平成24年1月31日(火)から平成24年2月7日(火)(土・日・祝日を除く)

午前9時から午後5時(最終日は午後4時まで)

提出場所 市立四日市病院2階 総務課(直接持参による)

提出部数 1部

提出書類 次の(1)~(3)

(1) 参加資格確認申請書(様式1 - 1)

(2) 運営(経営)の状況(様式1 - 2)

フランチャイズに加入して参加する場合は、様式1 - 2を応募者とフランチャイズ本部の2部提出し、親企業の概要とサポート体制のわかる資料を添付すること。

(3) 現在、四日市市内で運営(経営)している店舗の「営業許可書」の写し

## 10. 参加資格結果通知

平成24年2月9日(木)書面により通知します。参加資格がないと認められた場合には、平成24年2月13日(月)までに書面によりその理由の説明を求めることができます。理由の説明は、平成24年2月15日(水)までに、書面で行います。

## 11. 企画提案書

提出期間 平成24年2月13日(月)から平成24年2月17日(金)

午前9時から午後5時(最終日は午後4時)

提出場所 市立四日市病院2階 総務課(直接持参による)

提出部数 1案とし、正本1部 副本11部(合計12部)

提出書類 (1) 企画提案書表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3

(2) 運営方針・円滑な事業遂行 - 1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 1

(3) 円滑な事業遂行 - 2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 2

(4) 利用者満足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 3

(5) 安全衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 4

(6) 自由提案・使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 5

(7) 経済性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 6

(8) 実績・経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4 - 7

(9) 財務関係書類

(法人の場合) 貸借対照表、損益計算書(直近3期分)

(個人の場合) 平成22年分の所得税確定申告書の写し(所得税青色申告決算書の写しを含む)

(10) プレゼンテーション用資料

(プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーションを行う場合、

A4用紙に1枚あたり4スライドで印刷してください。)

提出書類は、A4サイズ、2穴綴じとし、フラットファイル、紐綴じなど簡易な閉じ方で提出してください。

提出後の追加、修正、差換え等は認めません。

財務関係書類は12部ではなく、各2部ずつで結構です。

## 12. プレゼンテーション・ヒアリング審査

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行ないます。

実施日 平成24年3月11日(日)

実施場所 市立四日市病院 研修センター

説明者 3名以内で出席してください。

プレゼンテーション10分程度、ヒアリング25分程度

(プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーション可。この場合、プロジェクターは当院で用意いたしますが、パソコン及びソフトはお持ちください。

その他詳細については、別途通知します。

### 13. 審査方法及び事業者の決定

提出された企画提案書とヒアリング結果をもとに、「市立四日市病院喫茶店運営事業者選考委員会」が評価基準に基づき審査・評価を行い、最優秀提案事業者を決定します。同得点の場合は、当該者のくじ引きにより決定します。当院は、選考委員会の審査結果を踏まえて、運営事業者となる候補者を決定します。

ただし、あらかじめ定めた期間内に候補者との協議が整わない場合は、あらためて次点者と協議を行います。この場合において次点者が同点の場合は、当該者のくじ引きにより決定します。

### 14. 審査結果の通知

審査結果は、平成24年3月19日(月)までに提案参加者全員に文書で通知します。なお、審査内容に関する質疑には応じません。

### 15. 決定後の手続き

審査結果通知後、決定された最優秀提案事業者は病院の指定する期限までに、下記の書類を提出するとともに、店舗開設に伴う協議を病院側と行うため、担当者の派遣を行うこととします。

発行後3ヵ月以内の国税及び地方税の納税証明書(各税目に未納の税額がないことの証明) 各1部

発行後3ヵ月以内の食品衛生法に基づく本社・本店所在地及び四日市市における行政処分の有無に関する証明書(過去1年分) 1部

発行後3ヵ月以内の商業登記簿謄本(法人の場合のみ必要)

発行後3ヵ月以内の身分証明書(本籍地市区町村が発行するもの)(個人の場合のみ必要)

### 16. 提出書類の取扱い

提出書類は返却いたしません。なお、提案書等の提出された書類は、四日市市情報公開条例に基づき公表する場合があります。

### 17. 応募に関する留意事項

#### 応募の無効について

- ・ 提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合
- ・ 提案内容に虚偽又は不正がある場合
- ・ 会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至った場合
- ・ 選考審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ・ その他不正な行為があった場合

#### 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出を持って募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

#### 費用の負担

応募に関する費用の負担は、応募者の負担とします。

#### 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位について

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

書類の受付、問い合わせ等の対応について  
土・日曜日、祝日には行いません。  
参加資格確認申請書提出後の辞退について  
辞退届(様式5)を提出してください。

#### 18. 問合せ先

市立四日市病院 総務課

〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2-37

電話 059-354-1111 (内線)5211

Fax 059-352-1565

eメール [byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp)